

## 第2次

# 妙高山・火打山地域自然資産地域計画

令和7年6月1日

妙 高 市

# 目次

はじめに .....	1
第1章 妙高山・火打山の概況 .....	1
1. 自然環境の特徴 .....	1
2. 自然環境保全及び利用施設の維持管理に関する現状と課題 .....	4
(1) 妙高山・火打山地域の利用の特徴と施設概況 .....	4
(2) 自然環境の保全や登山関連施設の管理状況 .....	7
(3) 観光客の動向 .....	8
(4) 既存計画等における妙高山・火打山の位置づけ .....	9
(5) 自然環境保全及び利用施設の維持管理に関する主な活動団体等 .....	11
(6) 今後の課題 .....	13
3. 妙高山・火打山地域における入域料 .....	14
(1) 入域料に関する制度と近年の状況 .....	14
(2) 妙高山・火打山地域における入域料導入の背景 .....	16
4. 第1次妙高山・火打山地域自然資産地域計画の評価 .....	18
(1) 入域料の収受実績 .....	18
(2) 入域料の収受における工夫・改善点 .....	19
(3) 保全等事業への充当 .....	19
(4) 保全等事業の取組内容と成果 .....	19
(5) 利用者アンケート .....	23
5. 妙高山・火打山の将来像 .....	25
第2章 地域自然環境保全等事業 .....	26
1. 地域自然環境保全等事業を実施する区域 .....	26
2. 地域自然環境保全等事業の内容 .....	26
(1) 目的及び方針 .....	26
(2) 実施主体 .....	27
(3) 事業の内容 .....	28
(4) 合意形成に関する事項 .....	32
(5) 自然公園法等の各法律の特例措置の対象となる事業 .....	32
3. 入域料に関する事項 .....	32
(1) 収受の制度 .....	32
(2) 入域料の額 .....	32
(3) 入域料の収受の主体 .....	33

(4) 徴収の対象とする者及び徴収の対象から除外する者.....	33
(5) 収受の方法.....	33
(6) 入域料に関する合意形成に関する事項.....	34
4. 計画期間.....	35
5. その他地域自然環境保全等事業の実施に関し必要な事項.....	35
第3章 事業実施体制.....	36
1. 事業実施体制と収受金の管理・運用方法.....	36
2. 事業管理・評価スケジュール.....	37
参考資料.....	38
○第2次計画策定の経過.....	38
○生命地域妙高環境会議 入域料部会.....	39

## はじめに

貴重な自然環境を保全し、後世に引き継いでいくためには、多くの労力や資金と、地域の自然や利用の特性を踏まえたきめ細やかな対応が必要であり、国や地方自治体による公的資金に加え、入域料などによって利用者からも保全経費の一部を負担してもらう新たな取組が求められているところである。

本計画は、平成 27 年 4 月に施行された「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（以下「地域自然資産法」という。）」に基づき第 2 次となる地域計画として策定し、引き続き妙高山・火打山地域の貴重な自然環境の保全と持続可能な利用を図るものである。

## 第 1 章 妙高山・火打山の概況

### 1. 自然環境の特徴

妙高山・火打山地域は、平成 27 年 3 月上信越高原国立公園から分離独立し、新たに指定された妙高戸隠連山国立公園の代表的な地域の一つであり、同国立公園のテーマ「火山・非火山の結集地～大地の営みとそれに寄り添う人々の暮らし・信仰が紡ぐ風景～」のうち、主に個性的な山容を呈す火山、非火山の山岳群集を特色とする地域である。

地域の核心となる妙高山は、標高 2,454m の成層火山で、標識的な複式火山の山容を留めており、中央にカルデラが形成され、妙高山を中心に外輪山である神奈山、大倉山、三田原山、赤倉山が馬蹄形に取り囲んでいる。大きな溶岩が並ぶ頂や硫黄臭漂う



写真 1 妙高山（いもり池から撮影）

地獄谷などを有し、別名「越後富士」と呼ばれている。また、「仏教世界の中心にそびえ立つ高い山」を意味する「須弥山(しゅみせん)」とも呼ばれ、昔から信仰の山として崇められてきた。山岳信仰から生まれた 1,300 余年の伝統を誇る関山神社火祭りは、現在もなお氏子若者会によって続けられている。また、全国各地から多くの登山愛好家などが来訪し、変化のある登山ルートや四季折々の風光明媚な景色を楽しんでいる。



写真 2 火打山（天狗の庭から撮影）

もう一つの地域の核心となる火打山は、標高 2,462m で、妙高山、焼山と合わせた頸城三山となり、妙高戸隠連山国立公園内において最高峰の山である。活火山の焼山と成層火山の妙高山に挟ま

れた非火山でなだらかな山容を呈していること、国の天然記念物ライチョウ（環境省絶滅危惧ⅠB類）が生息していることが主な特徴である。妙高山と同様、日本百名山の一つに選定されており、高谷池湿原のハクサンコザクラに代表される高山植物の宝庫として知られている。

地域の動植物相が豊かであるのは、太平洋側気候区と日本海側気候区の境目に位置し、標高差も大きく、地形的に複雑であることが要因となっている。植物は、ミョウコウトリカブト等、日本海側気候の影響を強く受けた希少な植物種の自生が見られる。そのうち、妙高山から雨飾山にかけての頸城山塊の山々の稜線部や山麓部には、原始的な高山植生や夏緑林植生が残されており、質の高い自然環境となっている。

なお、火打山に生息するライチョウ（頸城山塊個体群）は、国内最北で最小の個体

群であり遺伝的にも北アルプス及び南アルプスの個体群の祖先種とされ、極めて重要な動物種である（図1）。しかし、近年の地球温暖化の影響で急速に生息環境が変化しており、今後の個体群の維持は不透明な状況である。そのため、25羽前後の個体群が維持されたメカニズムを解明することは、ライチョウ保全にかかる非常に重要な項目となっている。

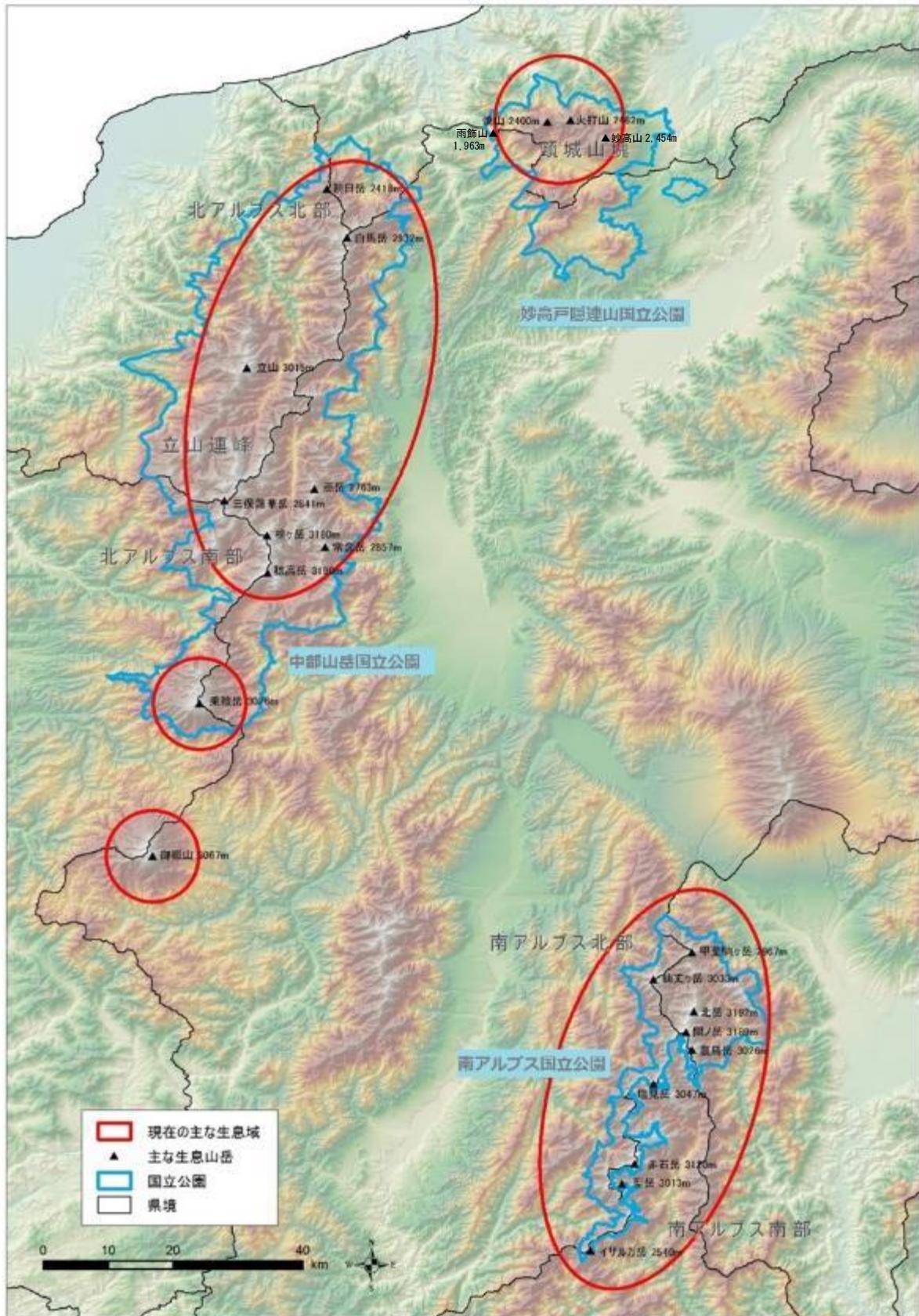


写真3 ライチョウ(雄) 出典：環境省



写真4 ミョウコウトリカブト 出典：環境省

このような優れた自然環境や生物多様性の保全を通じて、後世にわたって豊かな自然環境と四季折々の色鮮やかな風景であり続けることが、妙高戸隠連山国立公園における妙高山・火打山地域の大切な役割の一つである。



出典：環境省

図1 ライチョウの主な生息域

## 2. 自然環境保全及び利用施設の維持管理に関する現状と課題

### (1) 妙高山・火打山地域の利用の特徴と施設概況

妙高山・火打山地域は、妙高戸隠連山国立公園の中で登山利用を中心とする代表的な地域の一つであり、その登山者数は、この5年間の平均で年間約2万5千人にのぼる（表1）。

同地域内には5つの登山道、3つの山小屋がある（図2・3、表2・3）。そのほか登山者が利用する山域の施設としては、登山口、野営場、携帯トイレブース等がある。

妙高山・火打山の登山口に関しては、笹ヶ峰登山口、新赤倉登山口、燕温泉登山口の3か所となっており、各登山口の施設形態、登山口へのアクセス方法等は様々である（表4）。登山者は、主にその3つの登山口から入山して妙高山頂や火打山頂を縦走するなど、複数の登山ルートを利用しており、日帰り登山を中心に、山小屋や野営場などで宿泊し2日間かけてまわる利用形態も多く見られる。

妙高山・火打山地域は、利用形態がほとんど登山に限られることから、高山植生等の保護を図るとともに、自然環境保全を重視した各利用施設の機能充実や維持管理が必要となる。

表1 妙高山・火打山の登山者数（単位：人）

山名	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	平均
火打山	11,490	11,760	11,100	13,070	12,670	12,018
妙高山	12,280	12,560	11,940	13,930	12,880	12,718
計	23,770	24,320	23,040	27,000	25,550	24,736

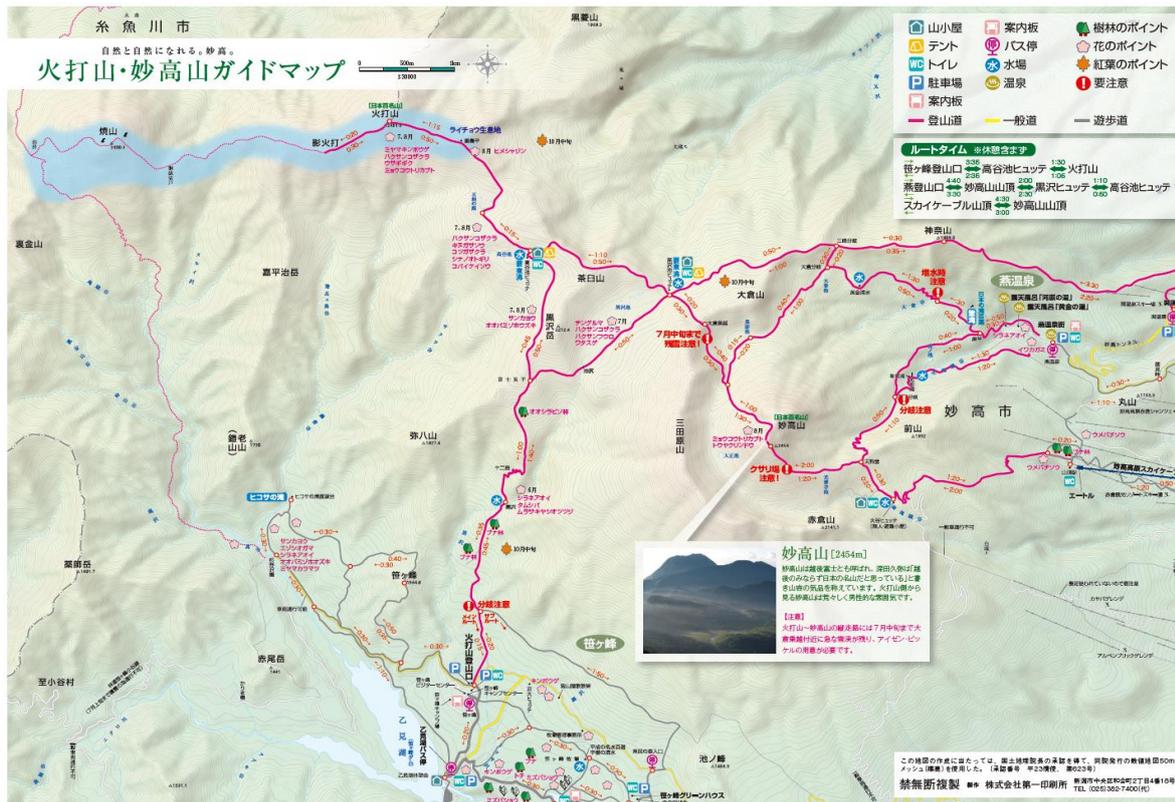
出典：妙高市観光入込客数調査データ

※登山口カウンター及びYAMAPアプリデータにより推計



出典：「妙高戸隠連山国立公園山登りマップ」 環境省 HP より抜粋

図2 妙高戸隠連山国立公園における妙高山・火打山地域登山ルート



出典：「火打山・妙高山ガイドマップ」 妙高市 HP より

図3 登山道の位置

表2 主な登山道の概要

名称	概要	起点	終点	主要経過地
神奈山線	関温泉より神奈山を経て妙高連峰縦走線への到達登山道	関温泉	黒沢池ヒュッテ・歩道合流点、大倉池・歩道合流点	神奈山、黒沢池ヒュッテ
妙高連峰縦走線	妙高連峰の縦走登山道	燕温泉	梶山新湯〔雨飾温泉〕(糸魚川市)	妙高山、火打山、金山、雨飾山
大倉池線	燕温泉より妙高山への登山道	燕温泉	光明滝・歩道合流点、長助池南・歩道合流点	大倉池、長助池
赤倉温泉妙高山線	赤倉温泉から妙高山への登山道	赤倉温泉	天狗堂・歩道合流点	
笹ヶ峰高谷池線	笹ヶ峰集団施設地区より妙高連峰縦走線への到達登山道	笹ヶ峰集団施設地区	高谷池・歩道合流点	富士見平、高谷池ヒュッテ

出典：環境省『妙高戸隠連山国立公園 指定書及び公園計画書』（環境省、平成27年3月27日）をもとに作成、一部加筆

表3 山小屋の概要

山小屋	高谷池ヒュッテ	黒沢池ヒュッテ	大谷ヒュッテ
写真			
標高	2,110m	2,014m	1,780m
登山道	笹ヶ峰高谷池線	神奈山線	池の平赤倉山線
営業時間	4月上旬～11月上旬 (冬季は避難小屋)	7月1日～10月31日	通年 (無人、避難小屋)
収容人数	40人	100人	20人
トイレ	水洗・洋式 任意 100円	水洗・洋式 有料 200円	汲取・和式 無料

出典：妙高市役所HP、高谷池ヒュッテ Instagram、山小屋WEBより作成

表4 登山口の概要

登山口	笹ヶ峰登山口	新赤倉登山口	燕温泉登山口
写真			
施設	登山口ゲート建屋、登山道案内図、登山届ボックス等	標識	標識、登山道案内図、登山届ボックス
場所	笹ヶ峰（集団施設地区内）	妙高高原スカイケーブル山頂駅隣接	燕温泉街奥（西側）
常設登山者カウンター	あり	なし	なし
備考	駐車場併設 30台分 県道39号妙高高原公園線隣接	登山届ボックスは、スカイケーブル乗り場に設置	入口直後に登山道が分岐

## (2) 自然環境の保全や登山関連施設の管理状況

高山植物の保護に向けては、妙高市希少野生動植物保護監視員を中心に登山者に対する啓発活動や盗掘防止のパトロール活動を進めており、近年は盗掘の発生報告は少ないが、継続的な啓発活動などの取組が必要である。また、特定外来生物であるオオハンゴンソウの繁殖も登山口付近で確認されており、地域住民をはじめ関係機関や市民団体などとの連携のもと駆除活動を実施しているが、今後、さらなる山域への侵入が懸念される。



写真5 ライチョウ 出典：環境省

妙高市は、環境省及び専門家と協力して日本のライチョウ生息地の最北に棲み、最小の個体群を維持している火打山のライチョウの生息状況調査などを行い、生息環境保全に取り組んできているが、地域絶滅が

危惧されている。現在、ミヤマハンノキやイネ科植物がライチョウの餌となる高山植物を覆うなど、ここ40年でライチョウの生活に影響を及ぼすと考えられる高山帯生息域の植生変化が起きており、近年の地球温暖化による急激な環境変化が影響していると考えられる。また、少雪によるニホンジカの生息範囲の拡大に伴う食害被害についても営巣地を脅かす課題である。そこで妙高市及び環境省では、本格的なライチョウの保護に向けて、生息環境の調査研究やその保全にあたっている。妙高市では、火打山の個体群生態調査を継続的に実施するとともに、SDGsや脱炭素の研修会・勉強会の中で自然環境の保全意識を高める活動もあわせて展開している。また、火打山における植生変化とライチョウとの関係を調査することを目的に、生息地の回復に向けたイネ科植物の除去作業を実施するなど、ボランティアと一体となって協働型の環境保全活動に取り組んでいる。

登山道関連施設では、標識や木道の老朽化のほか浸食による登山道の荒廃等が確認されている。維持管理は、環境省、新潟県及び妙高市など関係する行政機関や周辺山小屋、民間団体などとの役割分担と相互協力により実施しているが、登山道の総延長が長く、予算や人手も限られていることから、十分な維持管理が厳しい状況にある。



写真6・7 ウサギギクの花(1981年)⇒ミヤマハンノキやイネ科植物の出現(2016年)

### (3) 観光客の動向

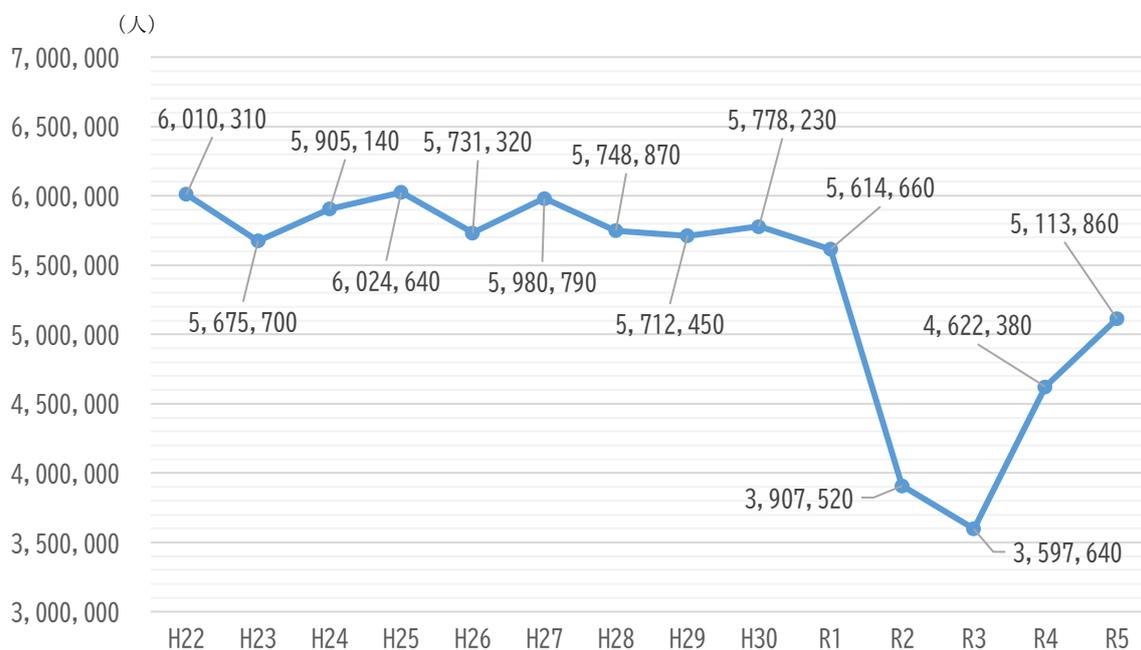
妙高戸隠連山国立公園は、夏季の自然探勝及び登山、冬季のスキー、通年の温泉利用が主であり、アクセスの容易さもあり、利用性に富んでいることが特徴である。そのうち、直近5年間の妙高市域での観光利用の動向を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年は360万人を下回ったが、令和4年から回復傾向にあり客足はコロナ禍前程度に戻っている（図4）。

夏季においては、国内観光客が中心であり、冬季においては、パウダースノー・ディープスノーを求めるインバウンドスキーヤーが増加している。国内においては人口減少、少子高齢化が進む一方で、国立公園の魅力発信を強化し、国内外からの観光入込客の維持・拡大が求められている。

次に月別の観光入込客数の推移を見ると、8月は、スポーツ合宿をはじめ、笹ヶ峰高原や苗名滝などへの観光客、長野方面からの海水浴客の道の駅あらいへの立ち寄りが増え、年間で最も多くなっており、7月から10月までは自然探勝や登山が利用の中心となっている（図5）。

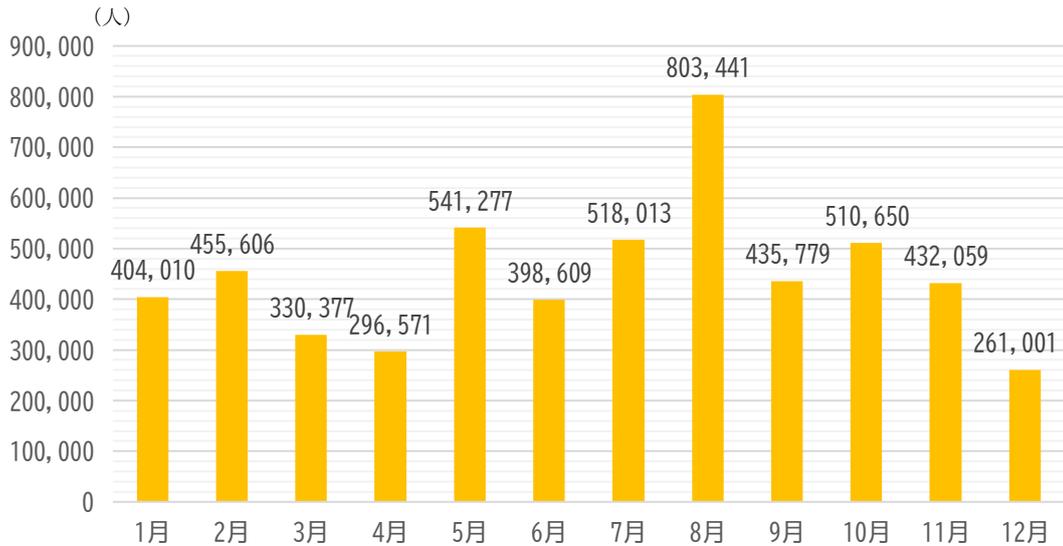
#### 【課題】

- ・人口減少、少子高齢化に伴い国内観光客が減少している。
- ・年間を通じたインバウンド需要の拡大に向けて、グリーンシーズンにおける自然探勝や登山のための魅力発信が不足している。



出典：「新潟県観光入込客統計調査」（新潟県、平成26年～令和5年）より作成

図4 妙高市の観光入込客数の推移（年別）



出典：「新潟県観光入込客統計調査」（新潟県、平成26年～令和5年）より作成

図5 妙高市の観光入込客数（平成26年～令和5年月別平均値）

#### （4）既存計画等における妙高山・火打山の位置づけ

##### 1）妙高戸隠連山国立公園における既存計画等

###### ○妙高戸隠連山国立公園連絡協議会による

###### 『妙高戸隠連山国立公園ビジョン』の策定と実践

妙高戸隠連山国立公園が平成27年3月に新規指定されたことを受けて、国立公園の保全と利用を地域関係者の協働により進めることを目的とした妙高戸隠連山国立公園連絡協議会が設立された。同協議会は、本ビジョンにおいて「温故知新、そして、日本一愛される国立公園へ」を基本理念に定め、妙高戸隠連山国立公園の魅力、役割、保全と利用の目標として、以下を掲げている。

魅力	「山岳信仰と人々の暮らし息づく、一目五山の風景」
役割	「色鮮やかな自然があり続けることと、 日本一の“自然×文化”の遊学舎 <small>まなびや</small> であること」
保全と利用の目標	「先人が築き守ってきた自然と文化を、 私たちが自信をもって子供たちに引き継ぐこと」

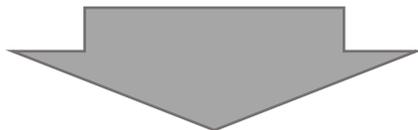
この実現に向けて実践していくために、取り組むべき施策の方向性として管理運営方針を定めている。具体的には、次の①～⑨を関係者で適切な役割分担のもとに取り組むとしている。

- ① 北限のライチョウをはじめ、豊かな生物多様性保全の取組をすすめます。
- ② 妙高戸隠連山国立公園らしい風致景観保全の取組をすすめます。
- ③ 登山を活性化させる取組をすすめます。
- ④ 自然や文化で遊び・学ぶ体験活動を活性化させる取組をすすめます。

- ⑤ 癒しの場となるような取組をすすめます。
- ⑥ 「世界に誇れる観光地」となるよう、観光地としての資質を高める取組をすすめます。
- ⑦ 地域ぐるみで積極的に情報発信し、「妙高戸隠連山国立公園ファン」を増やす取組をすすめます。
- ⑧ 「故郷、<sup>ふるさと</sup>妙高戸隠連山国立公園」となるような取組をすすめます。
- ⑨ 協働による取組をすすめます。

さらに、5年程度以内に実施する重点事項として、次の①～⑨を行動計画として定め、協働で実施していくとしている。

- ① 生物多様性の保全
- ② 良好な景観形成
- ③ ロングトレイルの設置
- ④ サインの統一
- ⑤ 登山の活性化
- ⑥ 多様なエコツアープログラム作り
- ⑦ 質の高いガイドの体制作り
- ⑧ 情報発信の強化



⑨エコツーリズム推進全体構想の認定地域へ

## ○妙高戸隠連山国立公園連絡協議会による

### 『妙高連峰登山道保全管理運営計画』の策定と実践

妙高戸隠連山国立公園連絡協議会で平成29年3月に決定した「妙高戸隠連山国立公園行動計画」では、「登山の活性化」が重点事項として挙がっている。そのため、山塊としてまとまりのある「妙高連峰（頸城山塊）地域」について、「登山道の保全管理運営計画」を実務関係機関等で検討した上で、連絡協議会で策定した。

同協議会は、「雨飾山・焼山・妙高山をつなごう、守ろう、楽しもう。」をビジョンに掲げ「大切な妙高連峰を、各山個別登山や連峰縦走など、利用者それぞれの力量に応じ自己責任の範囲で楽しめるような保全整備・維持管理を、この場に集う関係者がそれぞれの役割を果たし、仲間を増やし、連携し実行する。」として課題解決に向けた取組を進めている。

## 2) 妙高市における既存計画等

### ○魅力ある国立公園づくりと地域活性化を目指す『妙高ビジョン』（平成27年8月、令和3年3月見直し）の策定と協働型組織による実践

妙高戸隠連山国立公園誕生を受けて、妙高市では、市域における魅力ある国立公園づくりと地域の活性化を目指した基本理念、基本方針、今後の取組方向を定めた『妙高ビジョン』を策定した。

関係機関や団体、有識者からなる検討会の議論を踏まえて、「美しい自然と人が共生する生命地域「国立公園妙高」」を将来像に掲げ、そのポテンシャルを活かす取組の方向として、保護に関する方向、利用に関する方向、公園の管理運営に関する方向を定めている。

現在は、この将来像の実現に向け、協働型の組織として設置された「生命地域妙高環境会議」（平成 28 年 5 月設立）が市からの委託を受け事業の検討、実践を行っている。同会議は、「火打山の自然再生」「奥山、里山、里川の再生・保全」「自然体験」の 3 つのプロジェクトを基軸に活動を進めている。

#### ○国立公園の利用促進を掲げる『第 4 次妙高市観光振興計画』（令和 7 年 4 月）と関係機関との連携と実践

第 4 次妙高市観光振興計画では、「誰もが年中、MYOKO をまるごと楽しめる 持続可能なマウンテンリゾート」を将来ビジョンに掲げ、「地域が一体となった持続可能な観光地域づくりの実践」と「世界に誇れる国際的なマウンテンリゾートとしての受け入れ環境の整備」を基本方針として、各種施策を進めることとしている。

事業推進にあたっては、観光マネジメントを担う妙高ツーリズムマネジメントをはじめ、観光事業者や市民、そして行政が協働して、地域資源の保全や自然環境に配慮した取組を実践することで、持続可能な観光地域づくりに努めていくこととしている。

### （5）自然環境保全及び利用施設の維持管理に関する主な活動団体等

#### ○生命地域妙高環境会議

##### 【目的】

ライチョウなどの希少野生動植物や里地里山の保護・保全、また、環境教育などの各分野において、豊かな見識とキャリアを持つ関係者が集まり、自然環境の保全などに係る諸課題に総合的に対応する「生命地域妙高環境会議」を組織し、美しく多様性に富む妙高の自然環境を次代に継承する。

##### 【設立時期及び背景】

妙高の自然環境の保護や保全、活用の諸課題に総合的に対応するため、自然保護活動などに携わる市民をはじめとしたボランティア、国や県等の関係行政機関による協働組織として平成 28 年 5 月に設立。

##### 【会議の目標】

- ・美しく多様性に富む妙高の森や川、里山の自然環境を保全し、その魅力を引出し、地域内外に広く発信する。
- ・妙高市民、市外住民など一人ひとりが妙高の自然環境の豊かさや魅力を支える仕組みを創る。

### 【環境会議の役割】

保護の推進	妙高の魅力を高める場 * 国立公園内外の自然資源の掘り起こしと情報発信
活用の推進	美しく多様性に富む自然環境を守り伝える人材育成の場 * 地域課題である将来を担う人材の育成・確保
情報交換の場	妙高の自然資源の保全と活用に関する情報交換の場 * 多様な主体が参画し、情報交換することにより諸課題に総合的に対応
保護のための労力と資金の確保	妙高の自然資源の保全を進めるための労力や資金の確保の場 * 保全し、魅力を引き出すための長期的・継続的な労力と資金の確保

### 【体制】（令和6年度）

議長：鳥居 敏男（一般財団法人自然公園財団 専務理事）

委員：土屋 俊幸（東京農工大学 名誉教授）

中村 浩志（中村浩志国際鳥類研究所 代表理事）

濁川 明男（妙高里山保全クラブ 顧問）

城戸 陽二（妙高市 市長）

監事：菅野由起子（公益社団法人日本山岳ガイド協会）

アドバイザー：関 貴史

（環境省信越自然環境事務所 妙高高原自然保護官事務所 自然保護官）

本田 誠（林野庁上越森林管理署 行政専門員）

高埜 亜希（新潟県上越地域振興局健康福祉環境部環境センター環境課長）

事務局：妙高市環境生活課

### 【3つのプロジェクト】

環境会議は、妙高山麓の厳しくも豊かな自然環境や、そこから恵みを受けた生活・文化、歴史等の自然観光資源を持続可能な地域資源として、適切な保全と利用に取り組むことにより地域振興を進める。

そのためには、自立的、持続的な活動に向けて、市内外から賛同や協力を得て、多様な主体が関わる必要がある。そこで、環境会議の取組を広く理解してもらうために、3つの具体的な取組目標となるプロジェクトを設定して実施している。

○火打山自然回復プロジェクト

- ・ライチョウ個体群生態調査
- ・ライチョウ生息環境保全活動（イネ科植物調査、除去作業）
- ・山域に出没する有害鳥獣調査・対策

○奥山、里山、里川の再生プロジェクト

- ・いもり池の外来スイレン、笹ヶ峰のオオハンゴンソウの駆除活動

- ・ 渋江川での河川清掃活動（渋江川クリーン作戦）
  - ・ 自然保護団体と連携した里山、里川の整備
- 自然体験プロジェクト
- ・ 市内小学生を対象とした環境教育の実施
  - ・ 妙高高原ビジターセンター等における自然体験プログラムの提供

#### 【環境サポーターズ】

各プロジェクトの目標を達成するために、人と自然と未来を繋ぐ生命地域妙高「環境サポーターズ（環境ボランティア組織）」を平成30年度に発足し、募集・活動を行っている。

（主な活動）

- ・ 火打山のライチョウ生息地回復環境保全活動（イネ科植物除去作業）
- ・ いもり池のスイレン（侵略的外来種）駆除活動、ヨシ刈り活動
- ・ 笹ヶ峰のオオハンゴンソウ（特定外来生物）駆除活動
- ・ 渋江川清掃活動

#### （6）今後の課題

妙高山・火打山の豊かな自然環境を将来に向け保全していくためには、登山道やライチョウの保全、希少野生動植物の保全、外来種対策、人の手により維持される自然の保全・再生、野生鳥獣対策、利用施設の保全整備、各種調査研究など実施すべき取組は山積している。また、これら課題解決には多くの資金が必要であり、公的資金による財源は限られていることから、今後も活動資金の確保が課題である。



写真8 荒廃した登山道 出典：環境省

#### 【課題】

- ・ 登山道の荒廃、標識や木道の老朽化に伴い、踏み荒らしなどによる登山道脇の植生や自然環境の悪化が見られている。
- ・ 絶滅危惧種であるライチョウの個体数維持や、生息環境保全の取組の継続が求められている。
- ・ 外来種の侵入などが希少野生動植物の生育に影響を及ぼしている。
- ・ 貴重な自然環境である高層湿原を守るため、計画的な保全活動が必要である。

以上、「2. 自然環境保全及び利用施設の維持管理に関する現状と課題」に対応するため、入域料（後述）の資金を活用して、当該地域の自然環境保全と持続可能な利用の推進のための事業を実施する制度（仕組み）を構築する。

### 3. 妙高山・火打山地域における入域料

#### (1) 入域料に関する制度と近年の状況

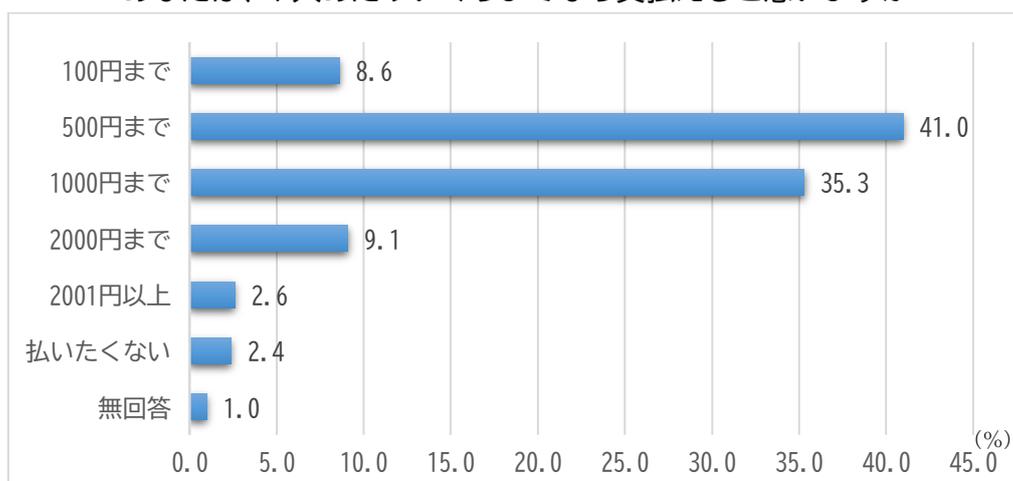
国立公園内などの希少な野生動植物の生息地や、野外レクリエーションが行われる自然地域においては、植生の変化や外来種による生態系の乱れ、管理の予算不足による利用施設の維持管理状態の悪化等の課題がある。これに対し、公的資金を使った取組だけではなく、これらの地域を訪れる利用者に対しても必要な費用の一部を負担することについて協力を求めていくことは、地域の自然環境の保全や持続可能な方法による利用のために有効な方策とされ、富士山や屋久島など各地で新たな取組として既に行われている。

また、国立公園の入域料について、国立公園に関する世論調査では、国民の多くが一定程度の額までを支払うと回答し、国立公園の施設整備や維持管理に対して何らかの形や負担割合で利用者が料金を負担することに対して、多くの人が肯定的に捉えている（図6・7）。

平成27年に地域自然資産法（図8）が施行され、入域料の枠組みが示された。自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で重要な地域において、当該地域の自然環境を地域住民の資産として保全し、及びその持続可能な利用を推進するために実施する事業の経費について、当該区域内に立ち入る者から収受する料金・協力金（以下「入域料」という。）を充てて実施するというものである。

しかしながら、法律施行から10年余り経過したが、法律に基づく入域料導入の動きはまだ全国に広がっていない状況にあり、山岳エリアでの入域料の導入は限定的となっている。

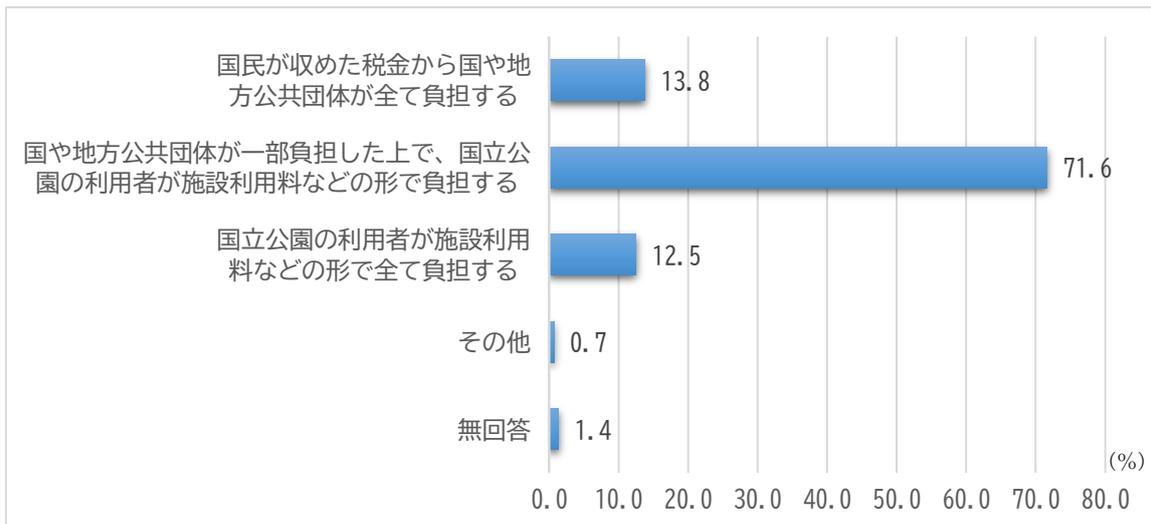
設問：国立公園の登山道やトイレなどの公園施設を適切に管理するため、  
国立公園に入る際に入域料を支払わなければならないとします。  
あなたは、1人あたりいくらまでなら支払えると思いますか



出典：「国立公園に関する世論調査」（内閣府、令和6年7月調査）、（当該ページのURL）を加工して作成

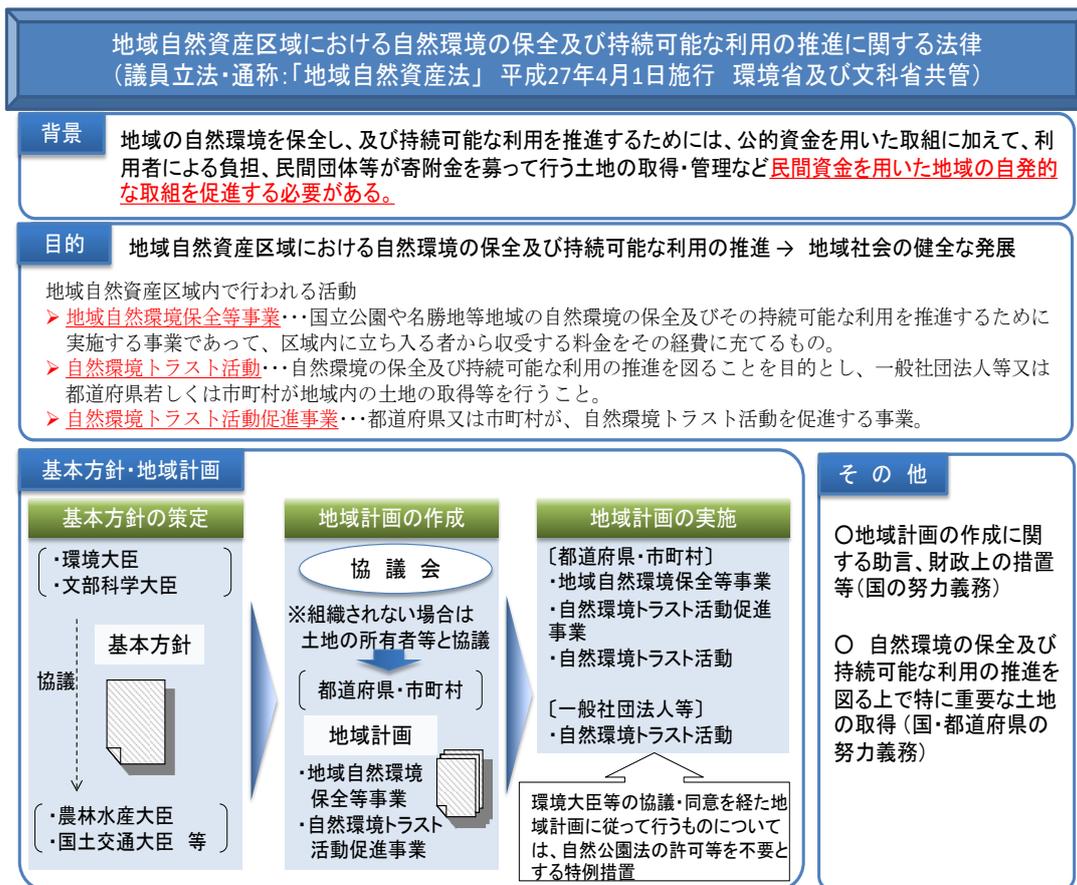
図6 国立公園の入域料

設問：あなたは、国立公園内の登山道やトイレなどの公園施設の整備やその維持管理に関する費用は、誰が負担すべきだと思いますか。



出典：「国立公園に関する世論調査」（内閣府、令和6年7月調査）、（当該ページのURL）を加工して作成

図7 国立公園の施設整備・維持管理費用の負担



出典：環境省

図8 地域自然資産法の概要

## (2) 妙高山・火打山地域における入域料導入の背景

妙高戸隠連山国立公園内に位置する妙高山・火打山は、原始的な高山植生が残され、希少な植物種の自生が見られるなど、質の高い自然環境を有しており（図9）、高山帯の花々や雄大な景色、紅葉を目的に初夏から秋まで多くの登山者に利用されている。また、火打山一帯は、国内最北の生息群として極めて重要なライチョウ（絶滅危惧ⅠB類）の生息地（図1）となっているが、生息数の減少傾向や近年の急激な植生変化が確認されており、緊急的かつ抜本的な対策が関係者から求められている。

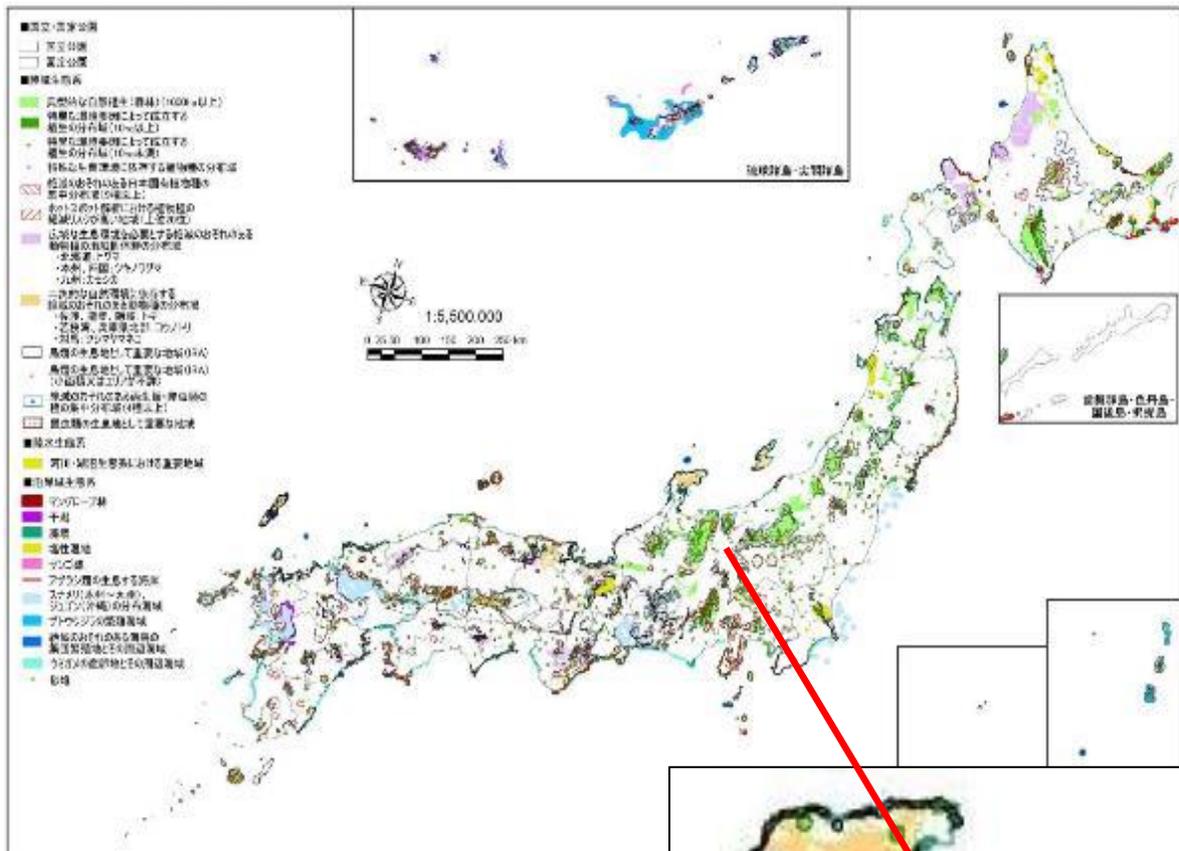
「2. 自然環境保全及び利用施設の維持管理に関する現状と課題」の（4）既存計画等における妙高山・火打山の位置づけで整理したように、妙高市では、平成27年8月に『妙高ビジョン』を策定し、妙高市エリアにおける国立公園の目指すべき将来像をとりまとめている。この将来像の実現に向け、環境分野の協働型の組織として「生命地域妙高環境会議」が設置され、ライチョウの生態調査や植生調査、外来種の駆除活動など生物多様性の保全を進めているところである。あわせて、安全かつ快適で正しく山域を利用してもらうため、登山道の維持管理とともに登山道脇の植生回復を行っているが、それらの持続可能な事業展開のための予算確保が大きな課題となっていた。

入域料導入にあたり環境省の支援を受けながら平成30年から令和元年まで2年間にわたり、実証実験やアンケート調査を2年にわたり実施した。本地域の自然環境保全の重要性、妙高市における郷土の自然環境の保全に対する取組や入域料の導入意向、入域料検討に向けた立地・利用条件などの入域料の導入に対するポテンシャルは非常に高く、自然環境及び生物多様性の保全の面からも入域料の必要性は非常に高いと判断し、導入に向けた取組を進めた。

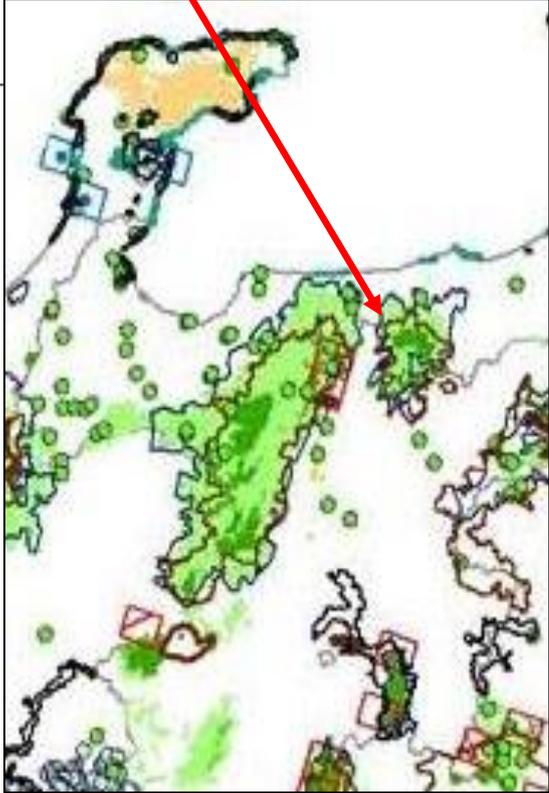
入域料部会の前身となる入域料検討部会において、有識者や関係団体の意見を聞きながら地域自然資産法に基づく地域計画の策定をしながら収受等の仕組みを構築し、地域自然資産法に基づく入域料として令和2年度に本格導入し、5年が経過したところである。



写真9 生命地域妙高環境会議の様子



- 国立・国定公園
- 国立公園
- 国定公園
- 陸域生態系
- 典型的な自然植生(森林)(1000ha以上)
- 特異な環境要因によって成立する植生の分布域(10ha以上)
- 特異な環境要因によって成立する植生の分布域(10ha未満)
- 特殊な生育環境に依存する植物種の分布域
- ▨ 絶滅のおそれのある日本固有植物種の集中分布域(9種以上)
- ▨ ホットスポット解析における植物種の絶滅リスクが高い地域(上位20位)



出典。環境省

図9 生態系の観点からの重要な地域 [全国]

#### 4. 第1次妙高山・火打山地域自然資産地域計画の評価

##### (1) 入域料の收受実績

令和2年度から本格導入し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により登山者数の減少が懸念されたが、收受額は右肩上がりの傾向で推移することができた。コロナ禍明けの令和5年度には大幅に増加し、その後も増加傾向となっている。一方で、收受率については、本格導入後の5年間を通してほぼ横ばいの状況となっている（図10、表5）。

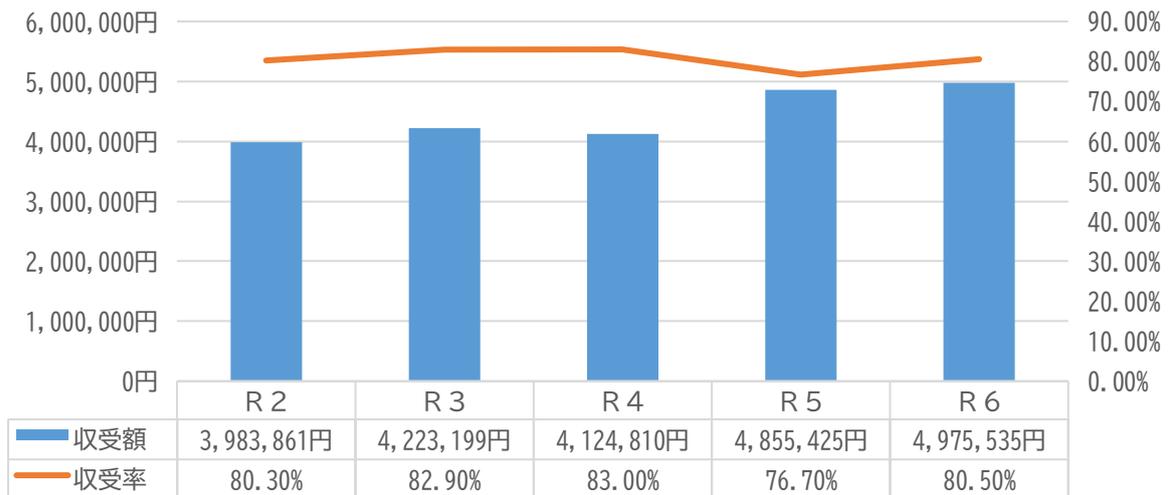


図10 妙高山・火打山地域における入域料收受実績

表5 令和6年度入域料の收受実施概要（7月～10月）

目的	入域料を収受し、収受率や徴収に伴う運用上の課題について明らかにする。
実施主体	妙高市
対象者	妙高山、火打山への登山者のうち入域料収受対象者
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 笹ヶ峰、燕温泉、妙高高原ビジターセンター 7月1日（月）～10月31日（木）</li> <li>・ 新赤倉 10月12日（土）～10月31日（木）</li> </ul>
場所・時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 笹ヶ峰 収受員による収受 5：00～10：00（土日祝日：29日間） 上記の時間以外は入域料箱による収受</li> <li>・ 燕温泉、新赤倉、妙高高原ビジターセンター 入域料箱による収受</li> </ul>
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 笹ヶ峰 収受員による収受、入域料箱による収受</li> <li>・ 燕温泉、新赤倉、妙高高原ビジターセンター 入域料箱による収受</li> </ul>
内容	入域料金額：500円/人（協力記念品配布） ※1,000円以上納入した方には、ライチョウのピンバッジを配布 収受金の管理：生命地域妙高環境会議（入域料部会）

## (2) 入域料の収受における工夫・改善点

令和2年度の本格導入後、入域料の収受方法の多様化や収受場所の改善、様々な工夫を講じたことで、収受額の増加に繋げることができた。

### 1) 収受方法の多様化

- ・入域料箱・収受員による収受（令和2年度～）
- ・SyncaBLEによる事前決済（令和3年度～）
- ・PayPayでの収受（令和5年度～）※収受員配置時のみ
- ・YAMAPと連携した登山保険付き入域料による事前決済（令和6年度～）

### 2) 収受場所の改善

- ・支払い易さを考慮し、収受場所を登山届ポスト横（スカイケーブル山頂駅から乗り場）に変更した。（新赤倉登山口、令和3年度～）
- ・連休でも収受員が不在でも対応できるよう収受箱を大きくした。（笹ヶ峰登山口、令和5年度～）
- ・センサー付きライトで入域料箱を照らすことにより、深夜早朝の視覚誘導を図った。（燕温泉登山口、令和5年度～）
- ・入域料箱を2か所（登山口、駐車場）に設置し、見落とし防止を図った。（燕温泉登山口、令和6年度～）

### 3) その他の工夫・改善

- ・返礼品（木製キーホルダー）に年号を入れ、毎年デザインを変更している（写真10）。
- ・ライチョウピンバッジを火打山と妙高山の2種類を作成している。
- ・携帯トイレを販売から返礼品に変更した。
- ・収受員の経費を削減するため、配置日数を年々減らしている。



写真10 返礼品（木製キーホルダー）

## (3) 保全等事業への充当

収受した入域料は、「登山道の維持管理」と「ライチョウの生態調査・保全活動」の2つの事業に重点を置いて充当することを入域料部会で決定した。

▶収支の詳細はこちら…<https://www.myokokankyokaigi.jp/archive>

## (4) 保全等事業の取組内容と成果

### 事業1. 登山道保全整備事業

令和3年度より入域料を充当した整備を実施し、4年間での整備区間は、妙高山側が1,280m、火打山側が545m、合計1,825mとなった。

整備箇所は、関係する行政機関、登山道整備員、山域を利用する登山ガイド等と相談しながら、荒廃度合や利用頻度等を総合的に判断し、優先順位をつけて入域料部会に諮り決定、実施した。また、周辺に資材として活用できる倒木等を使い、環

境への影響を最小限に抑える「近自然工法」による整備やヘリコプターで荷上げした資材による整備を実施（図 11）し、利用者の安全確保と自然景観の保全を両立させた登山道の適切な維持管理を行った。引き続き、継続的な監視に基づき優先順位を付けた整備が必要である。

また、登山シーズンのみ簡易の携帯トイレブースを2か所設けているが、山域での携帯トイレの普及が自然環境の保全に直結することから、ブースの利用促進や追加設置を検討していく必要がある。あわせて、懸案になっていた火打山登山口の足洗い場を令和5年度から設置し、利用者から好評を得ていることから引き続き設置・管理していく必要がある。



写真 11 火打山登山道足洗い場

<主な整備箇所>

◎妙高山側

- ・大谷ヒュッテ～天狗堂（500m、近自然工法）
- ・天狗堂～光善寺池（500m、近自然工法）
- ・胸突き八丁（60m、近自然工法）
- ・光善寺池上（100m、近自然工法）
- ・クサリ場クサリ架け替え
- ・天狗堂下（120m、近自然工法）
- ・大倉沢渡渉整備（近自然工法）

◎火打山側

- ・黒沢橋上（45m、近自然工法）
- ・富士見平分岐上（500m、資材へり荷上げ）



図 11 登山道保全整備事業における整備箇所

## 事業2. ライチョウ生息環境保全事業

日本のライチョウ生息地の最北に棲み、最小の個体群を維持している火打山のライチョウについて、環境省や専門家、ボランティア等と協力して生息状況調査や生息地環境保全事業を継続して実施しているところである。

他の植物を衰退させ、ライチョウの生息域を脅かすイネ科植物を取り除く活動では、環境省と連携してライチョウ平及び山頂直下に事業区を設け除去作業を実施し、イネ科植物やライチョウの餌となる高山植物の生育状況の変化に関する調査を行った。除去作業により、イネ科植物の生育が作業実施前と比較して一定程度抑制されているほか、除去作業前から生育していた種の量的な増加だけでなく、確認された種類も増加傾向となっている。また、事業区におけるライチョウの確認回数も作業実施前に比べて多く確認されている。しかし、イネ科植物の植被率は依然として高く、継続して除去作業を行うことが必要であると考えられる。

山域に生息する動物相のモニタリング調査では、ライチョウ平の雪解け後（7月下旬）から10月下旬にかけてセンサーカメラを設置し、ライチョウの出現状況に関するモニタリングを実施するとともに、テンやキツネなどの捕食者やニホンジカなどの動物相の出現状況を調査した。また、個体群の調査法の確認を行ったほか、糞調査を行い、糞に含まれる被食者やDNA情報を分析した。



写真12 イネ科植物除去活動の様子

<実施した調査>

- ・妙高戸隠連山国立公園火打山周辺におけるライチョウ生息地回復調査業務  
(センサーカメラ調査、環境改善事業(イネ科除去)、ライチョウ捕食者に係る糞調査、ベニヒカゲ等高山蝶の出現状況調査、ライチョウ捕食者調査)
- ・頸城山塊ライチョウ個体群生息地実態把握調査  
(個体数調査、大型哺乳類相調査)
- ・頸城山塊ライチョウ個体群調査法検討事業  
(個体数調査、個体数推定法のレビュー)
- ・ライチョウ捕食動物糞のDNA調査  
(個体数調査、個体数推定法のレビュー)

▶各種結果の詳細はこちら…<https://www.myokokankyokaigi.jp/archive>

<イネ科植物除去活動 参加人数>

(環境省、林野庁、上越環境科学センター、ボランティア ほか)

令和2年度	42名(延べ110人)	令和3年度	19名(延べ46人)
令和4年度	25名(延べ74人)	令和5年度	44名(延べ116人)
令和6年度	35名(延べ92人)		

### 事業3. 希少植物等の在来植物保全事業

生態系への影響を防止するために、環境省や林野庁、自然環境保全団体、ボランティアと連携し、笹ヶ峰において特定外来生物であるオオハンゴンソウを中心に駆除を行った。オオハンゴンソウは、笹ヶ峰登山口のある笹ヶ峰高原でも繁茂しており、そこからの持ち込みも懸念されることから、引き続き駆除活動を継続していく必要がある。

＜オオハンゴンソウ駆除活動 参加人数＞

(環境省、林野庁、新潟県、上越環境科学センター、妙高警察署、地元関係団体、妙高高原ビジターセンター、ボランティアほか)

令和2年度	81名
令和3年度	81名
令和4年度	64名
令和5年度	60名
令和6年度	62名

また、山城への外来種等の種子の持ち込みを防止するため、環境省と連携し笹ヶ峰登山口に種子落としマットを設置した。引き続き、登山者による種子の持ち込みがないよう留意し、対応していく必要がある。



写真13 種子落としマット  
(笹ヶ峰登山口、環境省設置)



写真14 オオハンゴンソウ駆除活動の様子

### 事業4. 湿原保全事業

高谷池湿原や天狗の庭などの高層湿原を保全していくため、環境省をはじめ関係者や専門家と検討を行った。

湿原をはじめとした自然がつくり出した貴重な自然環境は、人の手が入ると元には戻らないことから、直ちに対策を講じるのではなく、計画的に専門家を交え本格的な実態調査を行った上で保全活動を実施していくことが必要である。

＜考えられる調査＞

- ・ 植生調査、物理環境調査、詳細調査（気象・水位観測、植生図作成、積雪深計測及び分布調査、哺乳類調査、UAVレーザ計測）など



写真15 天狗の庭の湿原

○入域料のチラシ



図 12 令和 6 年度入域料の周知（チラシ）

(5) 利用者アンケート

導入から 5 年経過したことから利用者アンケートを実施した（表 6）。

表 6 令和 6 年度アンケート調査実施概要（7 月～10 月）

目的	登山者にアンケート調査を行い、登山者の属性及び協力金に対する意識を明らかにする。
実施主体	妙高市
対象者	妙高山、火打山への登山者で笹ヶ峰登山口に下山した者
期間	<p>&lt;令和 6 年 7～10 月 合計 14 日間&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7 月 10 日（水）、14 日（日）、24 日（水）、28 日（日）</li> <li>・ 8 月 3 日（土）、11 日（日）、13 日（火）、17 日（土）</li> <li>・ 9 月 6 日（金）、22 日（日）、28 日（土）</li> <li>・ 10 月 5 日（土）、12 日（土）、26 日（土）</li> </ul>
場所・時間	・ 笹ヶ峰：12:00-17:00
方法	手法：対面調査、後日（web）回収調査 配布：下山時
内容／調査項目	属性／今回の登山内容／入域料に対する意識（趣旨への賛否、金額、望ましい用途等）等

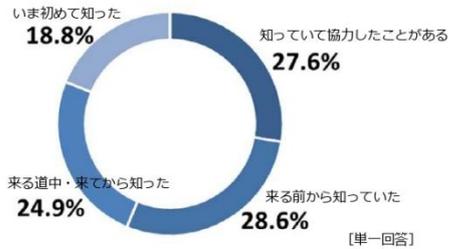
# アンケート調査結果概要

## 1. 調査概要

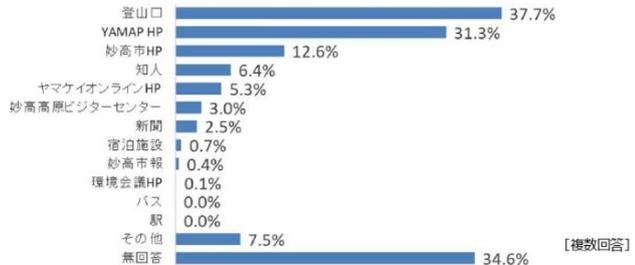
- 実施期間：令和6年7~10月 合計14日間
- 調査場所：笹ヶ峰登山口
- 対象者：妙高山・火打山への登山者
- 調査方法：下山時に調査票を配布  
※現地もしくは・後日ウェブにて回収
- 回収数：902人（現地回収895人、後日（ウェブ）回収7人）

## 2. 今回の入域料の取組について

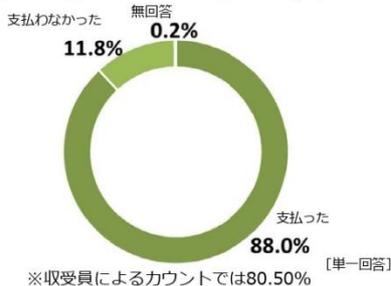
入域料の取組の認知度 (n=902)



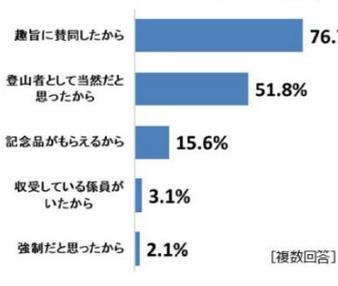
入域料を知った場所 (n=732)



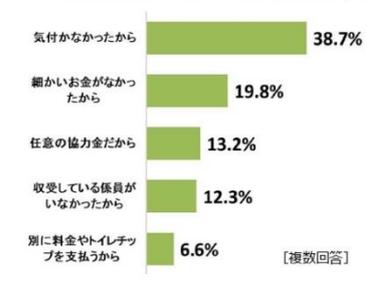
入域料の支払い状況 (n=902)



支払った理由※上位5つ (n=794)

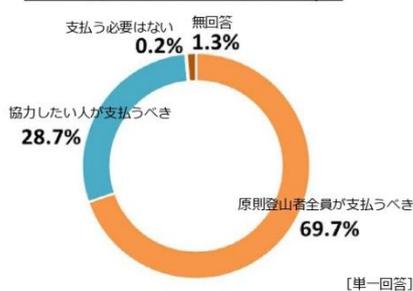


支払わなかった理由※上位5つ (n=106)

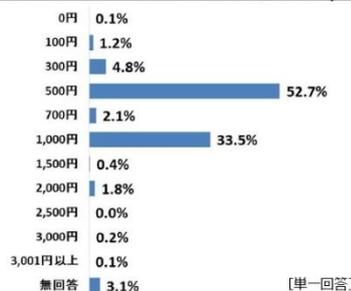


## 3. 今後の妙高山・火打山における入域料の取組について

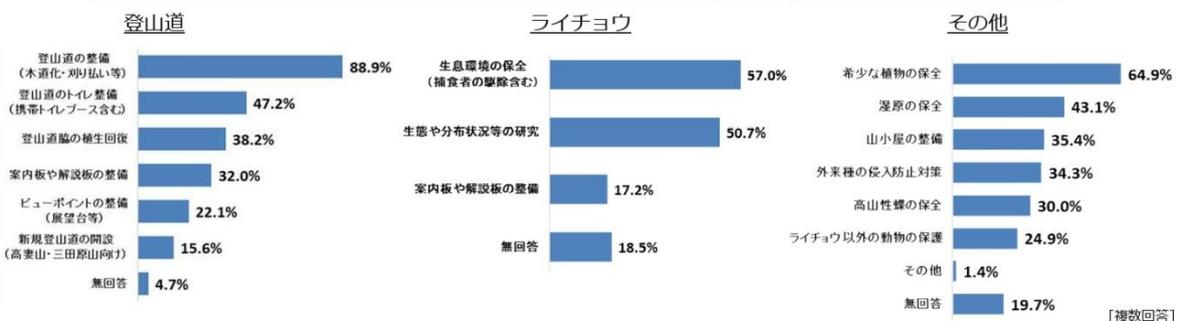
入域料の支払い義務 (n=902)



支払ってもよいと思う金額 (n=902)



入域料を支払ってもよいと思う使い道 (n=902)



## 4. 回答者属性

- 性別：男性61.6%、女性34.3%、無回答4.1%
- 居住地：県外77.3%、県内17.2%、無回答5.5% ※市内1.0%
- 登山頻度：年に1回未満4.0%、年に1回程度3.1%、年に2~5回20.2%、年に6回以上68.0%、無回答4.8%
- 妙高山火打山経験：初めて58.4%、2~5回28.9%、6回以上8.0%、無回答4.7%

## 5. 妙高山・火打山の将来像

「国立公園妙高」を代表する妙高山・火打山は、これまで地域内外の多くの関係者によって大切に守り受け継がれてきた。

今後も、こうした優れた自然環境を保全するとともに、持続可能な利用の推進を通じて、後世にわたって豊かな自然環境と四季折々の色鮮やかな風景を守り続けるために、入域料を継続し、次の「妙高山・火打山の将来像」の実現を目指す。



写真 16 火打山とハクサンコザクラ

## ○妙高山・火打山の将来像

- ・原始的な高山植生や夏緑林植生が残される豊かな自然環境を受け継ぎ、その価値を歩き体感できる山
- ・国内最北に生息し最小の個体群である火打山のライチョウとその安心な住処を皆で守る山
- ・優れた自然環境を「国立公園」として、住民はもとより訪れる人々とともに、守り、育て、使い、後世に引き継ぐ山



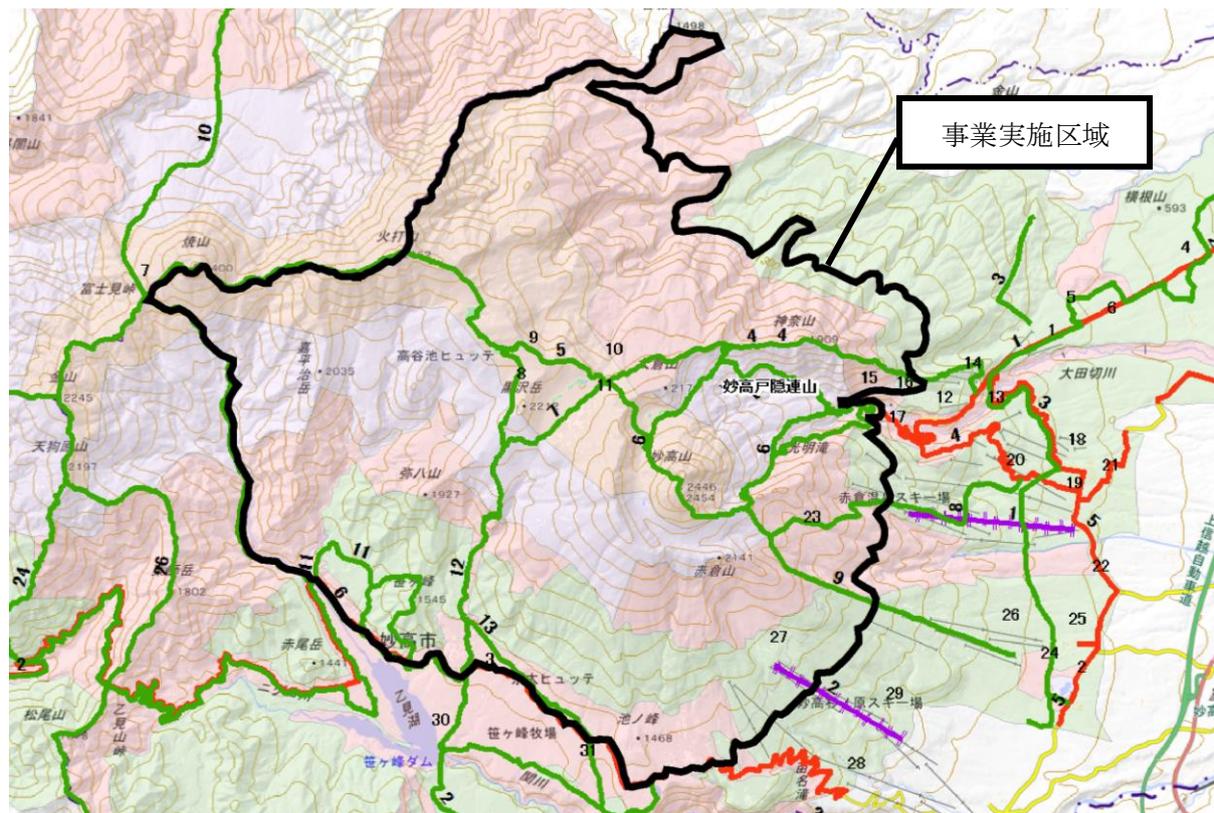
写真 17 いもり池からの妙高山

## 第2章 地域自然環境保全等事業

第1章の「5. 妙高山・火打山の将来像」を実現するために、地域自然資産法第4条に基づき、地域の自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で重要な区域と、当該区域の自然環境を地域住民の資産として保全するとともに、その持続可能な利用を推進するための事業（地域自然環境保全等事業）を定める。

### 1. 地域自然環境保全等事業を実施する区域

事業を実施する区域（範囲）は、妙高山・火打山の山域とする（図13）。



注：「環境アセスメントデータベース」で作成した図に区域を加筆

図13 地域自然環境保全等事業を実施する区域（妙高山・火打山の山域）

### 2. 地域自然環境保全等事業の内容

#### (1) 目的及び方針

##### <背景>

妙高山・火打山では、第1章「2. 自然環境保全及び利用施設の維持管理に関する現状と課題」に記載したとおり、これまで妙高市や関係機関・団体等が保全に関する様々な活動を展開している。妙高戸隠連山国立公園誕生後、妙高市は、『妙高ビジョン』を策定し、将来像の実現に向けて「生命地域妙高環境会議」を新たに設置し、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を進めてきたが、地球温暖化などの影響による高山植生の変化やライチョウの生息地の縮小、経年利用による登山道の荒廃などの課題がある。

## <目的>

妙高山・火打山に立ち入る者から入域料として任意に収受する協力金により、登山道の整備やライチョウの生息環境の保全等に関する事業を実施することで、妙高山・火打山の自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る。

## <基本方針>

- ・「妙高山・火打山の将来像」の実現のため、公的資金による取組に加え入域料を充てて必要な事業を実施することにより、地域の実情に応じたきめ細かな取組を推進する。
- ・自然環境保全等事業は科学的知見を踏まえて効果的・効率的に実施するよう努める。
- ・地域自然環境保全等事業を実施する区域に立ち入る利用者や、地域関係者の合意を得ながら丁寧な事業を推進する。
- ・入域料の収支については、透明性を確保し、結果の公開に努める。

## <保全や利用の対象となる自然環境等>

対象は、妙高山・火打山の高山植物やライチョウ生息域の自然環境と、登山道及びその沿道の自然環境とする。

## (2) 実施主体

事業の実施主体は妙高市とし、地域自然環境保全等事業及び入域料の収受に係る事務は、生命地域妙高環境会議に委託する。

生命地域妙高環境会議は、総会での決議等を踏まえ事業を行うほか、監査を適切に実施し、透明性を確保した適正な運営に努める。

なお、妙高市は、事業実施主体として委託先の活動状況、入域料の使途等の監理を行う。



写真 18 高谷池湿原と火打山

### (3) 事業の内容

#### 1) 事業内容

具体的には、以下の5つの事業を実施する。

## 事業1. 登山道保全整備事業

事業内容：登山者に快適な環境を提供するとともに、利用に伴う浸食や植物の踏みつけ等による植生の荒廃を防ぐために、登山道を保全整備する。

実施者：妙高市

関係者：生命地域妙高環境会議、環境省、林野庁、新潟県、自然環境保全団体、専門家、登山道整備員、登山ガイド、ボランティア

実施場所：地域自然環境保全等事業区域内の登山道

実施時期：6月～11月



写真19 登山道整備の様子

## 事業2. ライチョウ生息環境保全事業

### ①イネ科植物植生調査及び除去活動

事業内容：ミヤマハンノキやイネ科植物の繁茂によるライチョウの餌となる高山植物の植生の衰退を防ぐために、植生調査や除去活動等を実施する。

実施者：妙高市（生命地域妙高環境会議）

関係者：環境省、林野庁、自然環境保全団体、専門家、ボランティア

実施場所：火打山

実施時期：7月～9月



写真20 イネ科植物除去作業の様子

### ②動物相生息調査及び対策

事業内容：ライチョウの生息を脅かす捕食者（キツネ、テン等）や高山植物を食い荒らすニホンジカ等からライチョウを保護するために、生息域における動物相の出没状況を調査し、調査結果に基づき対策を講じる。

実施者：妙高市（生命地域妙高環境会議）

関係者：環境省、林野庁、自然環境保全団体、専門家、鳥獣被害対策実施隊

実施場所：火打山、笹ヶ峰

実施時期：通年

### ③ライチョウ及び捕食者に係る糞調査

事業内容：ライチョウの主要な採食植物の確認のほか、糞を排泄した種及び個体を特定し、山域においてライチョウを捕食する動物の現状をモニタリングする。

実施者：妙高市（生命地域妙高環境会議）

関係者：環境省、林野庁、自然環境保全団体、専門家

実施場所：火打山

実施時期：糞の採取 6月～11月  
分析 9月～2月

### ④ライチョウ個体群生息地実態把握調査

事業内容：ライチョウの個体数や生息地を明らかにし、経年変化を把握するとともに保護施策に活用するために調査を実施する。

実施者：妙高市（生命地域妙高環境会議）

関係者：環境省、林野庁、自然環境保全団体、専門家、山小屋関係者

実施場所：火打山

実施時期：通年



写真 21 ライチョウ個体数調査の様子

## 事業 3. 在来動植物保護事業

### ①在来動植物の保全活動

事業内容：希少野生動植物をはじめとした在来動植物を保護するため、生息地の把握や環境整備を行うとともに、その採取又は損傷、捕獲等に対する注意喚起を行う。

実施者：妙高市（生命地域妙高環境会議）

関係者：環境省、林野庁、新潟県、自然環境保全団体、専門家、ボランティア、山小屋関係者

実施場所：地域自然環境保全等事業区域

実施時期：7月～10月



写真 22 ハクサンコザクラ



写真 23 指定希少野生動植物のクモマツマキチョウ

## ②外来種駆除活動

事業内容：外来植物による生態系への影響を軽減するために、特定外来生物であるオオハンゴンソウをはじめ、区域に侵入した外来種駆除を実施するとともに、外来種の種子を持ち込ませないための取組を実施する。

実施者：妙高市（生命地域妙高環境会議）

関係者：環境省、林野庁、教育関係団体、自然環境保全団体、専門家、ボランティア

実施場所：地域自然環境保全等事業区域

実施時期：7月～10月



写真24 オオハンゴンソウ駆除の様子

## 事業4. 高層湿原保全事業

事業内容：高谷池湿原や天狗の庭をはじめとした高層湿原を保全していくため、湿原の実態把握のための観測や調査を実施する。

実施者：妙高市（生命地域妙高環境会議）

関係者：環境省、林野庁、専門家、専門業者、山小屋関係者

実施場所：高谷池湿原、天狗の庭

実施時期：通年



写真25 高谷池湿原

## 事業5. 携帯トイレ普及事業

事業内容：妙高山、火打山の登山道脇の自然環境を保全していくため、山域での携帯トイレの使用の推奨、トイレブースの設置や管理などを行い、携帯トイレを普及させる。

実施者：妙高市（生命地域妙高環境会議）

関係者：環境省、林野庁、登山道整備員、登山ガイド

実施場所：登山口及び登山道脇

実施時期：7月～10月



写真26 火打山登山道トイレブース  
(オオシラビソ林)

## 2) 年次計画

計画に基づく各事業の年次計画（令和7～11年度、5年間）は、次のとおりである（表7）。なお、毎年度実施する事業は、自然環境の状態や収受の状況等を見ながら、後述の「(4) 合意形成に関する事項」の「(2) 協議会の有無及び体制」で定める「生命地域妙高環境会議 入域料部会（以下「入域料部会」という。）」で協議の上、生命地域妙高環境会議で承認し、実施主体である妙高市が決定する。

表7 年次計画

事業名		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1. 登山道保全整備事業		実施				
2. ライチョウ生息環境保全事業	①イネ科植物植生調査及び除去活動	実施	(継続実施予定)			
	②動物相生息調査及び対策		実施		実施	
	③ライチョウ及び捕食者に係る糞調査	実施				
	④ライチョウ個体群生息地実態把握調査	実施				
3. 在来動植物保護事業	①在来動植物の保全活動	実施				
	②外来種駆除活動	実施				
4. 高層湿原保全事業		実施				
5. 携帯トイレ普及事業		実施				

## 3) 配慮事項

各事業の実施に当たっては、事前に土地所有者の了解を得る。また、自然環境保全のため、必要に応じて事前調査やモニタリング、専門家ヒアリング等を行うとともに、自然環境への重大な悪影響が懸念される場合には、事業の変更・見直しを行う。なお、事業の変更・見直しを行う場合は、事業実施状況や地域内外の環境変化等を踏まえ、自然環境保全や土地所有者等の意向等に配慮しながら、入域料部会で検討を行う。

#### (4) 合意形成に関する事項

##### 1) 合意形成の手法

事業を実施するにあたり、妙高市（事業実施主体）及び生命地域妙高環境会議（活動実施主体）が調整のもと、入域料部会において協議を行う。

##### 2) 協議会の有無及び体制

地域自然資産法第5条に基づく協議会として、幅広い関係者が参画し、以下の運営部会を設置することにより、合意形成を図る（後述の「図14 事業実施体制」を参照）。

【名称】生命地域妙高環境会議 入域料部会

【委員】学識経験者、自然環境保全団体、観光事業者、山岳ガイド、関係組織・団体、関連行政機関 等

【事務局】妙高市

##### 3) 配慮事項

入域料部会は、活動内容に関する検証と評価を行う。

入域料部会の運営にあたっては、その透明性を確保するために、協議の場を公開するとともに、その結果を生命地域妙高環境会議のホームページ等で公表し、情報公開に努める。

活動の検証・評価等は、後述の第3章「2. 事業管理・評価スケジュール」に基づき、毎年総会等で地域自然環境保全等事業の実施内容やその効果等を入域料部会が確認し、幅広い関係者の意見を聞きつつ実施する。また、必要に応じて同部会の委員以外の多様な関係者からの意見を踏まえながら実施する。

#### (5) 自然公園法等の各法律の特例措置の対象となる事業

特別措置の対象となり得る事業の内容が、現段階では十分に具体化されていないことから、事業内容が具体化した段階で各法律に基づいて許可申請や届出等の手続を行うため、本計画においては特別措置の対象となる事業はない。

### 3. 入域料に関する事項

#### (1) 収受の制度

自然環境保全等に賛同する妙高山・火打山へ立ち入る者から、入域料として任意の協力金を収受する。

#### (2) 入域料の額

入域料（任意の協力金）の額は、500円とする。ただし、それ以外の金額を支払った場合についても収受する。

上記金額については、令和6年度に登山者を対象にして実施したアンケート調査にて、「登山者が協力金のために支払っても良いと思う金額」として「500円」と回答されたかたが最も多く52.7%、次いで「1,000円」が33.5%という結果を踏まえて、入域料部会において第1次計画と同額の500円と設定したものである。

なお、入域料として収受された協力金は、「地域自然環境保全等事業費」及び「収受業務に係る費用」に充当する。



写真 27 近自然工法による登山道整備

### (3) 入域料の収受の主体

収受の主体は妙高市とし、入域料（協力金）の収受に係る事務は、生命地域妙高環境会議に委託する。

### (4) 徴収の対象とする者及び徴収の対象から除外する者

徴収の対象とする者は、妙高山・火打山に登山、観光その他の目的で立ち入る利用者とする。ただし、次の掲げる者は、徴収の対象から除外する（任意の支払いは妨げない）。

＜徴収の対象から除外する者＞

- ・ 子供（中学生以下）
- ・ 地元の共用林組合（関川、杉野沢、関山）
- ・ 地元温泉組合（燕温泉、赤倉温泉等）
- ・ 業務等に入る者（自衛隊訓練、各種自然環境調査、山小屋関係者等）
- ・ 土地所有者、林野庁の職員、砂防等の工事業者
- ・ 借地人

### (5) 収受の方法

#### 1) 収受を行う場所

収受は、妙高山・火打山の3つの登山口（笹ヶ峰登山口、新赤倉登山口、燕温泉登山口）及び妙高高原ビジターセンターで行う。ただし、入域料の周知目的など臨時的に設けることができる。

#### 2) 収受の方法

収受の方法は、第1次計画の実績を踏まえて、入域料箱の設置による収受と収受員による収受を行う。時期は、登山シーズンである7月1日から10月31日までを基本とし、時間帯は、入域料箱の設置により24時間行う。なお、特に利用者

の多い笹ヶ峰登山口においては、利用の集中が見込まれる土曜、日曜及び祝祭日の朝5時から10時までの間、収受員の配置を計画する。ただし、収受員の配置については、一定の費用がかかることから、混雑防止策を講じ、将来的に配置しない方向で毎年配置数を減少させていくものとする。妙高山及び火打山の山域に入山する全ての登山口などで終日収受が可能なため、公平性が確保されている。

### 3) 配慮事項

収受に要する経費が過大にならないよう留意するとともに、利用者の利便性を確保するため、更なる支払方法の多様化について今後検討する。

「1) 収受を行う場所」及び「2) 収受の方法」については、状況に応じた適正な方法で実施するため、計画期間にかかわらず、入域料部会での議論を通じて、必要に応じて見直し・変更を行う。

## (6) 入域料に関する合意形成に関する事項

### 1) 体制

入域料に関して、妙高市（事業実施主体）及び生命地域妙高環境会議（活動実施主体）が調整のもと、入域料部会を開催して協議を行う。

### 2) 周知の方法

入域料は、生命地域妙高環境会議のホームページを通じて、収受の趣旨や用途を公表し協力を呼びかけるとともに、3つの登山口や多くの登山者が利用する場所にポスターを掲示するなど、登山者に協力を呼びかける。また、各種媒体を活用するほか報道関係機関に情報提供を行い、協力を呼びかける（表8）。

表8 入域料制度周知に向けた広報例

項目	内容
ポスター・チラシなどの紙媒体	ポスター、チラシなどの紙媒体を作成 想定される主な配布先：登山用品店、旅行代理店、周辺宿泊施設、各地区観光協会、交通機関、道の駅等
ホームページ	生命地域妙高環境会議のホームページ上に入域料の制度、事業内容、収支などについて公開。関係団体等のホームページへのリンク
新聞記事提供	入域料に関する情報をマスコミへ提供
山岳メディアへの掲載	登山者が多く閲覧する山岳メディアへの記事の作成依頼
その他媒体	妙高市広報紙、SNS、FM等での入域料制度紹介

### 3) 配慮事項

入域料部会は、その透明性を確保するために、協議の場を公開するとともに、その結果を生命地域妙高環境会議のホームページ等で公表し、情報公開を徹底する。

入域料に関する事項の検証・評価等は、後述の第3章「2. 事業管理・評価スケジュール」に基づき、入域料の収受結果を入域料部会が確認し、幅広い関係者の意見を聞きつつ実施する。また、生命地域妙高環境会議のホームページ上に登山者用のアンケートページを設ける等、毎年、客観的なデータ及び意見を収集・整理するとともに、多様な関係者等の意見を踏まえながら事業を進める。

### 4. 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年6月1日から5年間とする。

### 5. その他地域自然環境保全等事業の実施に関し必要な事項

事業の実施状況の評価、点検は、「入域料部会」で実施する。

事業の評価については、生命地域妙高環境会議のホームページ上に登山者用のアンケートページを設ける等、毎年、客観的なデータを収集・整理するとともに、関係者等の意見を踏まえながら同事業の効果等を把握する。

また、入域料として収受した任意の協力金の収支は、入域料部会で状況を確認するとともに、生命地域妙高環境会議が毎年度開催する総会前に収支報告書の監査を同会議の監事が行い、総会時にその報告を行う（市会計の歳入歳出として扱わない）。そして、入域料の収受の主体である妙高市に報告し、妙高市が検査等を行う。その上で、結果をホームページ上や登山口等で公表する。なお、余剰金が出た場合には、次年度以降の事業の財源として繰り越すものとする。



写真 28 ライチョウ 出典：環境省

### 第3章 事業実施体制

#### 1. 事業実施体制と収受金の管理・運用方法

入域料を適切に充当して本地域計画で定めた事業を実施していくために、以下のような事業実施体制のもとで、幅広い関係者の共通理解を醸成しながら合意形成を図った上で、入域料の管理・運営を行う（図14）。

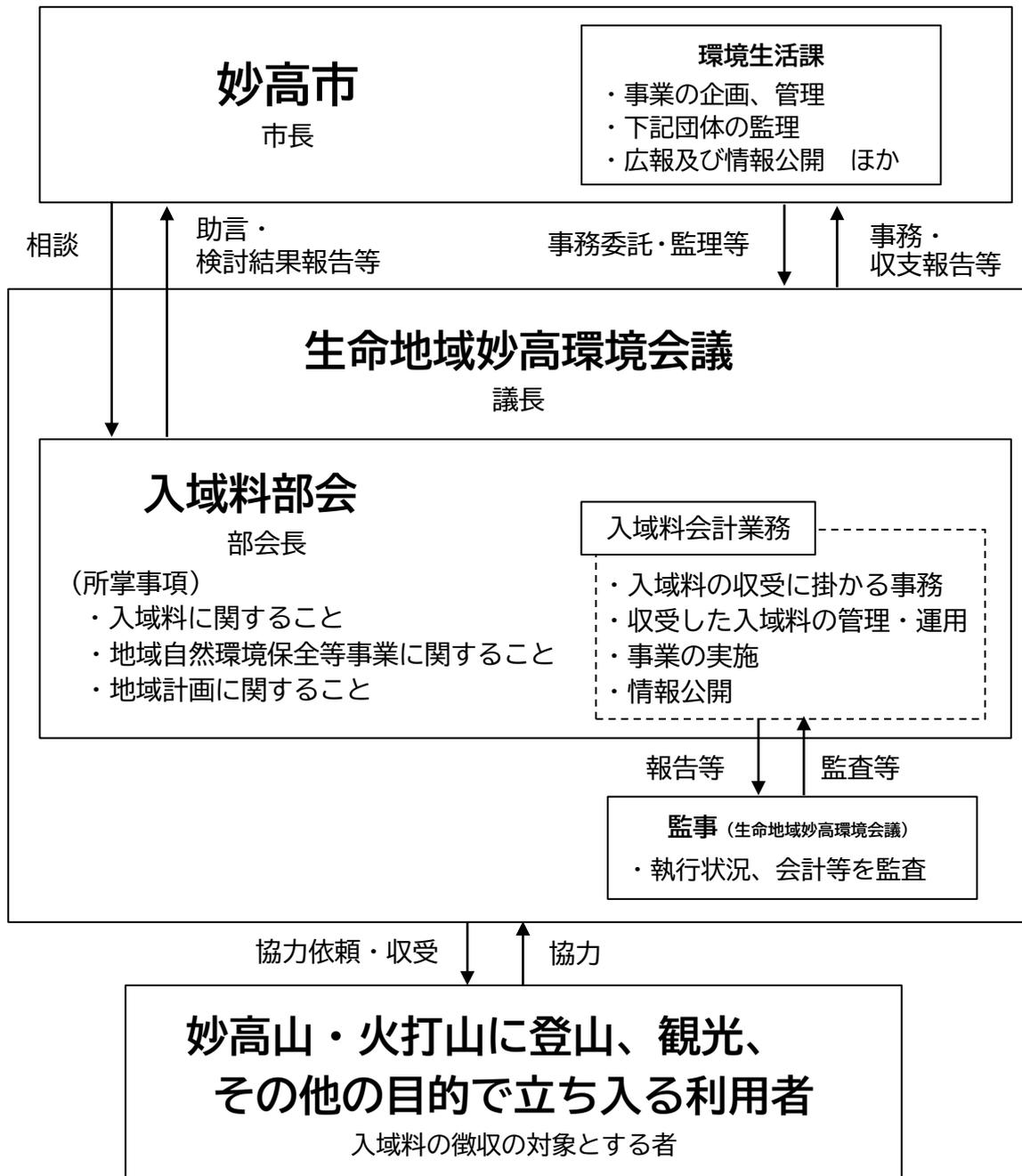


図14 事業実施体制

なお、生命地域妙高環境会議は、妙高市の自然環境施策を担う団体であり、有識者や地域関係者により構成されている。妙高市の自然環境施策は、生命地域妙

高環境会議での議論に基づき、同会議の事務局である妙高市が会議を構成する有識者や地域関係者、会議構成員以外の者の協力を得て、原則として同会議への事業委託等により各種事業を実施している。

入域料部会は、地域自然資産法第5条に基づく協議会として、同条第2項に基づく構成員で組織されており、座長には外部有識者を置くなど、組織的には環境会議の部会であるが、所掌事項について決定権を持つ環境会議からは独立した組織である。

## 2. 事業管理・評価スケジュール

毎年、評価・見直し、結果の公表、次年度の調整や事業管理を次のスケジュールで行うものとする（図15）。なお、必要に応じて部会の開催や取組の公表などを随時行うものとする。

次期計画策定時には、計画期間（5年）における総合的な点検・評価を行うものとする。

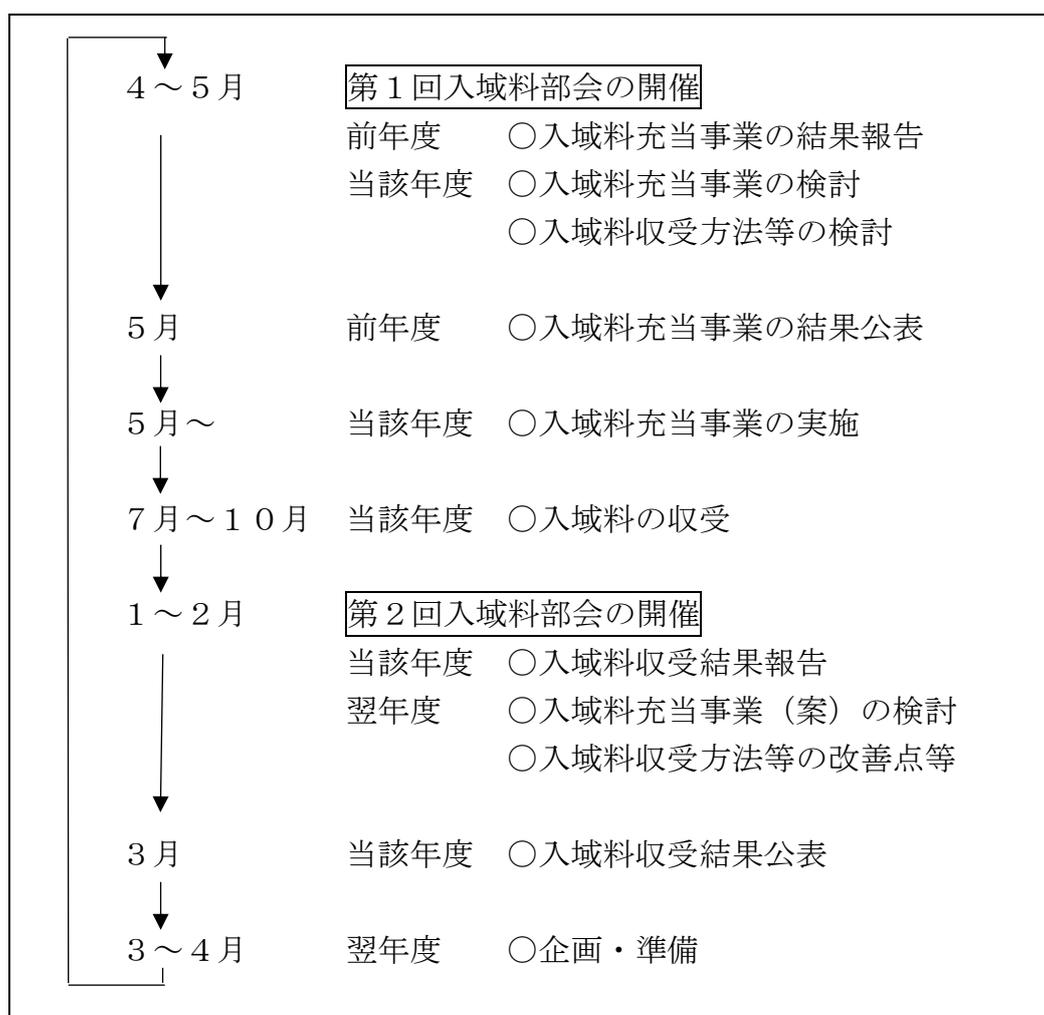


図15 事業管理・評価スケジュール

参考資料

○第2次計画策定の経過

日程	内容
令和6年 1月29日	【生命地域妙高環境会議 入域料部会（令和5年度第2回）】 ◎令和6年度入域料事業の方針について ・次期計画策定スケジュールの検討
令和6年 4月22日	【生命地域妙高環境会議 入域料部会（令和6年度第1回）】 ◎令和6年度 入域料事業 計画（案）について ・次期計画策定スケジュールの確認
令和7年 1月16日	【生命地域妙高環境会議 入域料部会（令和6年度第2回）】 ◎第2次妙高山・火打山地域自然資産地域計画（素案）について ・計画（素案）の協議
2月13日	【生命地域妙高環境会議 入域料部会（令和6年度第3回）】 ◎第2次妙高山・火打山地域自然資産地域計画（案）について ・計画（案）の確認
3月3日～ 4月1日	パブリックコメントの実施（30日間）
4月15日	【生命地域妙高環境会議 入域料部会（令和7年度第1回）】 ◎第2次妙高山・火打山地域自然資産地域計画（案）について ・パブリックコメント後の計画（案）の確認
4月15日	【生命地域妙高環境会議 総会】 ◎第2次妙高山・火打山地域自然資産地域計画（案）について ・計画（案）の議決
6月1日	「第2次妙高山・火打山地域自然資産地域計画」施行

## ○生命地域妙高環境会議 入域料部会

### <設置概要>

#### (目的)

自然環境の保全と持続可能な利用を促進し、後世に引き継いでいくため、妙高山・火打山地域自然資産地域計画に基づく合意形成、運営及び事業等に関してその状況を確認し、より望ましい制度の実現に向けて、助言や検討を行う。

#### (所掌事項)

- ・入域料に関すること。
- ・地域自然環境保全等事業に関すること。
- ・地域計画に関すること。

#### (構成)

- ・自然公園管理に関する学識経験者
- ・地域の自然環境の保全と活用に関する学識経験者
- ・自然環境保全団体、観光事業者
- ・山岳ガイド、山小屋、登山道管理者
- ・行政担当者（環境省、林野庁、新潟県、妙高市）

### <委員一覧> （令和7年6月時点）

No	区分	所属・役職	氏名
1	学識経験者	東京農工大学 名誉教授	土屋 俊幸
2	学識経験者	新潟ライチョウ研究会 代表	長野 康之
3	自然環境保全団体	新潟県生態研究会 会長	藤本 孝昭
4	観光事業者	(一社) 妙高ツーリズムマネジメント 事務局長	欠 員
5	山岳ガイド	インフィールド 代表	中野 豊和
6	林野庁	関東森林管理局 上越森林管理署 署長	松井 章二
7	新潟県	環境局 環境対策課 自然共生室 室長	川口 晴男
8	環境省	信越自然環境事務所 国立公園課 課長	鈴木 祥之
9	環境省	妙高高原自然保護官事務所 自然保護官	秋本 周
10	妙高市	観光商工課 課長	松橋 守
11	妙高市	環境生活課 課長	長谷川賢治

<第2次計画検討時の委員一覧> (令和7年3月まで)

No	区分	所属・役職	氏名
1	学識経験者	東京農工大学 名誉教授	土屋 俊幸
2	学識経験者	新潟ライチョウ研究会 代表	長野 康之
3	自然環境保全団体	新潟県生態研究会 会長	藤本 孝昭
4	観光事業者	(一社)妙高ツーリズムマネジメント 事務局長	関原 一義
5	山岳ガイド	インフィールド 代表	中野 豊和
6	林野庁	関東森林管理局 上越森林管理署 署長	田中 直哉
7	新潟県	環境局 環境対策課 自然共生室 室長	川口 晴男
8	環境省	信越自然環境事務所 国立公園課 課長	鈴木 祥之
9	環境省	妙高高原自然保護官事務所 自然保護官	関 貴史
10	妙高市	観光商工課 課長	丸山 豊
11	妙高市	環境生活課 課長	岡田 雅美

第2次妙高山・火打山地域自然資産地域計画  
令和7年6月1日

発行：妙高市  
事務局：妙高市環境生活課  
〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1号  
TEL:0255-74-0033 FAX:0255-73-8206